

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

(赤字下線部変更)

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が <u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(削 除)</p> <p>②～⑥ (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年<u>度</u>税制改正に伴い、<u>2022年4月1日</u>より、本文中の「<u>19歳</u>」を「<u>17歳</u>」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「<u>20歳</u>」を「<u>18歳</u>」に読み替えます。2023年1月1日時点で 19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみな<u>し</u>ます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p><u>第7条の2 お客様がその年の1月1日において 24 歳である年の前年12月31日において有する課税未成年者口座に係る上場株式等及び金銭その他の資産については、同日に他の保管口座へ移管されるものとします。</u></p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が <u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p><u>ただし、お客様がその年の1月1日において24歳である年の前年12月31日に、未成年者口座及び課税未成年者口座に残高を有しない場合は、当該日をもって、「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、本契約は解除されます。</u></p> <p>②～⑥ (省 略)</p> <p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「<u>20歳</u>」を「<u>18歳</u>」に、「<u>19歳</u>」を「<u>17歳</u>」に読み替えます。<u>その場合</u>、2023年1月1日時点で 19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみな<u>され</u>ます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>